受験希望地	

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第14条第１項の規定により、技術管理者試験を受験したいので申請します。

年　　月　　日

環境大臣殿

氏名　　印

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第九（第十六条関係）

収入印紙（消印してはならない）

技術管理者試験合格証書再交付申請書

合格証書番号及び合格年月日	第　　号（　　年　　月　　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　　月　　日生
住所	郵便番号（　　） 電話番号（　　）		
再交付申請の理由			

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第16条の規定により、技術管理者試験合格証書の再交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

環境大臣殿

氏名　　印

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	

年　　月　　日

環境大臣殿

申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　　印

下記のとおり変更するので、土壌汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

	旧	新
変更の内容		
変更日（又は変更予定日）		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壌汚染対策法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定により旧法第三条第一項の指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準については、この省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際この省令による改正前の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定による土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者又は旧法に基づく申請者（改正法による改正後の土壌汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。

３　この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第五十一号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市町村を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十二年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十六日　　総務大臣　原口一博

都道府県名	市町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十三年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。